明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○財務省告示第二百九十三号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第百号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

第四号の次に次の一号を加える。

五　居住者が非居住者との間で行う役務取引であって、証券の発行等の禁止措置の対象となるロシア連邦の団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる証券の発行等の禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件（平成二十六年九月外務省告示第三百十四号。以下この号において「告示」という。）で定めるものをいう。）が告示により指定された日以後に本邦において証券（償還期限の定めのある証券にあっては、当該償還期限が九十日を超えるものに限る。）を発行し、又は募集するために行われる労務又は便益の提供

発行所　〒一〇五―八四五一　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）